

令和 4 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 7 日

令和4年南部町議会第1回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和4年3月7日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第8号）） |
| 日程第5 | 議案第1号 南部町総合センター条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第2号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第5号 南部町アルカディア南部総合公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第6号 南部町アルファセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第7号 町道路線の認定について |
| 日程第12 | 議案第8号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第13 | 議案第9号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第14 | 議案第10号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第11号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第16 | 議案第12号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第17 | 議案第13号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第18 | 議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算 |
| 日程第19 | 議案第15号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第16号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第17号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第18号 令和4年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第19号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第20号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第21号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計予算 |

- 日程第26 議案第22号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 南部町睦合財産区管理会委員の選任について
- 日程第29 議案第25号 南部町睦合財産区管理会委員の選任について
- 日程第30 議案第26号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第27号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第28号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第29号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第30号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第31号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第32号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第33号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第34号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第35号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第36号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第37号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第38号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議案第39号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 一般質問
- 日程第45 議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 芦澤潤一郎	2番 望月憲之
3番 望月小五郎	4番 塩津悟
5番 望月郁夫	6番 木内秀樹
7番 遠藤高芳	8番 望月光彦
9番 小泉昇一	10番 仲亀佳定
11番 高橋茂広	12番 遠藤光宣

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

4番 塩津悟	5番 望月郁夫
--------	---------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

町 長	佐野和広	教 育 長	入月一巳
代表監査委員	若林泰文	秘書政策監	小倉弘規
会計管理者 (兼) 出納室長	佐野彰紀	総務課長	滝基成
財政課長	市川隆	企画課長	杉山一陽
税務課長	渡辺幸博	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住民課長	四條理恵	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	若林安彦
建設課長	望月一臣	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	仲亀哲也	アルファセンター所長	青木正和
健康管理センター所長	渡辺基	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	渡辺雄治
生涯学習課長 (兼) 公民館長	近藤利也	アルカディア課長	尾崎龍次
福祉保健課課長補佐	望月文広	福祉保健課課長補佐	遠藤賢
税務課課長補佐	望月咲子		

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

開会 午前 9時30分

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

令和4年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月に入り、南からは桜の開花の便りも聞こえはじめ、大分春の気配が感じられるようになってまいりました。

さて、世界情勢に目を向けてみますと、先月20日、北京オリンピックで日本が冬季史上最多の18個のメダルを獲得して閉会しましたが、閉会を待っていたかのように、その4日後に始まったロシア軍による軍事侵攻は、ウクライナの首都キエフの郊外や、南部の軍事施設にも及び、武力による一方的な攻撃は、多数の死者、負傷者を出しています。

このような武力行使は国際秩序の根幹を揺るがすものであり、世界経済への影響も深刻となっています。

また、新型コロナウイルスの感染症ですが、2020年1月15日に日本で最初の感染者が確認されてからすでに2年が過ぎ、昨年末には収束の兆しを見せましたが、年明けから感染力の強いオミクロン株による第6波が日本にも押し寄せ、31都道府県にまん延防止措置が実施されました。

本町においては3回目のワクチン接種が2月から開始されており、今月中には多くの町民が接種を終えるものと予想されます。

まだまだ先行きの不透明な新型コロナウイルス感染症ですが、終息に向けて町民全員で協力してまいりましょう。

本定例会には、10会計の令和4年度予算が町長から提出されております。

また、条例の制定および一部改正など重要な議案も提出されております。

議員各位におかれましては、十分かつ慎重にご審議をいただけますようお願いを申し上げます。

それでは、第1回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和4年南部町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和4年南部町議会第1回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において4番 塩津悟議員、および5番 望月郁夫議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの19日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの19日間とすることに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願・陳情ですが、本日までに請願1件・陳情2件を受理いたしました。皆さんのお手元に配付いたしましたとおりであります。

請願第1号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための請願書

この請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託いたします。

なお、この審査は、今期定例会会期中を期限といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は、今期定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度会計に係る令和3年11月分、12月分、令和4年1月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第4 報告第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第8号））

日程第5 議案第1号 南部町総合センター条例の制定について

日程第6 議案第2号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第7 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第5号 南部町アルカディア南部総合公園条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第10 議案第6号 南部町アルファセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第8号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第9号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第10号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第11号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第12号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第13号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算
- 日程第19 議案第15号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和4年度南部町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 令和4年度南部町陸合財産区特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

以上、日程第4 報告第1号から日程第27 議案第23号までの24件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から、行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

第1回定例会開催にあたり、提出をいたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第1回定例議会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまのご出席を賜り、議会開催されますことに心から感謝申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についてであります。昨年末から懸念されておりました第6波が、年明け以降大変感染力の強い新たな変異株、オミクロン株により瞬く間に感染が拡大し、2月の感染者数で多い日には全国で10万人を超え、東京都では2万人を、山梨県においては連日300人前後の新規感染者のアナウンスが続いておりました。

また、3月に入りましても、感染者数の減少は鈍化していることから、3月6日までを期限として、まん延防止等重点措置を適用している31都道府県のうち、1都1道2府14県においては、3月21日まで期限を延長することになりました。第6波の感染者数が落ち着く状況には、今しばらく時間が必要かと思います。

本町におきましては、町民の皆さまのご協力により、これまで感染者はほとんど出ておりませんでしたが、2月下旬から数名の感染が確認されております。皆さまには引き続き気を緩めることなく、感染予防対策をしていただきますよう、お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで町の大きなイベントであります、たけのこまつり、あじさいまつり、南部の火祭り、福祉健康まつりは、2年間中止を余儀なくされておりました。

今年こそはすべて開催したいと思っておりましたが、たけのこまつりは大変残念ではありますが、今年も中止せざるを得ないと判断いたしました。しかし、豊作の表年に当たりますので、たけのこの販売は実施することといたしました。

新型コロナウイルス感染症が終息し、1日も早く穏やかな日を迎え、これまで以上に明るい日常が送れることを願っております。

さて、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種の状況であります。医療従事者と65歳以上の方で接種を希望された方については、おおむね終了いたしました。

3月1日現在、65歳以上の方を中心とした3回目の接種者数については、3,060人で、町の人口の42.8%の方が接種されました。

町民の皆さまが健やかに接種を受けられますよう、すでに18歳以上の方から64歳までの方にも接種券が発送され、接種を希望される方については、今週末、11日の土曜日から接種が始まり、3月末には終了する予定であります。

次に、遠く東ヨーロッパで起きているロシアによるウクライナへの軍事侵攻であります。わが国から遠く離れた地域での出来事では済まされません。経済にもっとも悪い形で影響すると見られているのがエネルギーであります。軍事的な衝突で石油や天然ガスの供給が滞るのではないかという懸念が広がれば、価格上昇につながります。

現在、レギュラーガソリンの価格は13年ぶりの高値水準となっておりますが、政府の試算では年間2万円余り家計負担が増加するとしております。

ウクライナ情勢が悪化すれば、さらなる負担増加も懸念されます。当然、物価も上昇しますので、東ヨーロッパでの軍事侵攻であっても、私たち消費者の家計を圧迫することに直結しますので、その行方を注視するとともに、コロナ同様、1日も早い平和的な終息を心から願っております。

それでは、12月定例会から3月までの行政報告をいたします。

12月21日、南部町商工会の役員の皆さまが、道の駅とみざわの指定管理者を辞退したことによる令和3年度分の清算報告と、令和4年度に向けての各種事業をこれまでどおり展開できるよう、財政支援の要望などにお見えになりました。

私からは財政支援継続の条件として、指定管理者としての経験を糧として、さらなる地域経済振興に役員一丸となって努力していただけるよう申し上げました。

1月4日、仕事初め式を遠藤光宣議長も出席いただく中、執り行いました。令和4年の新春を迎え、新型コロナウイルス感染症の第6波が懸念されておりますが、早期終息を願うとともに、職員それぞれが健康には十分留意する中で、1年間しっかりと仕事をするよう訓示いたしました。

1月6日、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株の全国的な感染拡大を受け、知事と市町村長とのWeb会議を行いました。

知事からは、週末に行われる成人式の際、式典前に会場などで新成人に対して、抗原定性検査を実施すること。また、式典後に大人数で会食をしないよう新成人に呼びかけることなどの、協力要請がありました。

各市町村長からは、週末に式が迫る中で、検査キットの受け取り方法、検査方法などの要望や意見が出されましたが、新成人への抗原定性検査については、全市町村が知事の要請に従い実施することを確認いたしました。さっそく私から担当課長に、新成人者への抗原定性検査を実施するように指示をいたしました。

また、本町の当日出席予定の新成人者は53名ほどでありましたので、各家庭に検査キットをお届けし、各自、事前に検査していただき、検査結果は、式典当日確認するよう、併せて指示をいたしました。

1月8日、南部町成人式を文化ホールで挙行し、69名の成人となった若者を祝福いたしました。急きょ出席する新成人者に抗原定性検査を実施していただきましたが、出席予定者全員の陰性の確認をし、無事、式典を行うことができました。コロナ禍においても晴れやかで落ち着いた表情を見せる新成人の皆さまに、素晴らしい大人になっていただけるよう、お祝いを申し上げます。

1月9日、南部町消防団恒例の出初め式を、文化ホールと南部の火祭り会場で挙行いたしました。

本年も、式典と一斉放水披露の2部構成で行い、一斉放水では消防可搬式ポンプ車10台が無火災、無災害を祈願して天高く一斉放水いたしました。町を火災や災害から守るという崇高な使命を担う消防団員の勇姿に敬意を表するとともに、杉山光彦団長を先頭に、さらなる団員の士気高揚に期待するところであります。

1月12日、身延山久遠寺で南部警察署管内の交通安全祈願祭が執り行われ、本堂での安全祈願の読経とともに、境内でパトカーなどの関係車両の安全運行を願い、僧侶による加持祈祷が荘厳な雰囲気の中で執り行われ、出席者一同で今年1年の交通安全を願いました。

1月13日、市町村長特別セミナーが千葉県市町村アカデミーで開催され、出席いたしました。研修では、講師である総務省の黒田武一郎事務次官から、地方行財政の課題と題して、国が取り組んでいるデジタル化について講義を受けました。

国はすべての国民がデジタル化のメリットを享受できるよう、社会全体のデジタル改革を加速するとともに、経済と環境の好循環を生み出すよう、グリーン社会の実現に向けた取り組みが推進されていることから、本町でも出遅れないための取り組みの必要性を痛感いたしました。

1月17日、20日、21日の3日間、令和4年度当初予算の町長査定を行いました。新年度の予算は、一般会計で、昨年度より3億9,100万円少ない46億4,500万円を本定例会に上程させていただくことといたしました。

1月19日、県市長会、町村会合同の令和4年度の市町村法令外負担金審議会が自治会館で開催され、出席いたしました。負担金要望55団体と、1業務委託団体、2運営費交付団体について審議いたしました。今、各市町村とも新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済は極めて深刻な状況にあり、市町村財政を取り巻く環境は、新年度も相当厳しいものになると憂慮する中での審議となりましたが、要望団体の声を聞き届ける内容で決定いたしました。

同日、町村長会議も開催され、協議事項としては来年度の提案募集制度、令和5年度国県の施策および予算に関する提案要望運動などを確認いたしました。

2月1日、2日、各所属の課長職と人事評価期末面談を行い、令和3年度事業の進捗結果や、業務上の課題、新年度へ向けての取り組むべきテーマなどについて聞き取りをいたしました。

2月2日、たけのこまつり実行委員会正副会長がお見えになり、令和4年度のたけのこまつ

りの開催について協議いたしました。現状のオミクロン株の感染拡大の状況から、大変残念ではありますが、本年も中止することといたしました。しかし、旬のたけのこを待ち望んでいる皆さまのために、感染防止に努めながら販売だけは行うよう決定いたしました。

2月3日、恒例の身延山節分会にご招待いただきましたので、出席してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大法要のみ行い、残念ながら豆まきは中止となりました。

2月4日、県土整備部大儀部長、県住宅対策室長を訪問し、県営住宅の空き室となっている戸数も多く見受けられることから、入居要件などの緩和について要望してまいりました。

2月7日、最終区長会を開催いたしました。なかなか収束の見えない新型コロナウイルス感染症により、各地域で行う事業での感染対策など、何かとご苦労があったかと思いますが、地域発展と行政支援にご尽力いただいた区長の皆さまに、感謝状を贈呈させていただきました。

2月8日、第5回町村長会議が行われ、令和4年度の事業計画、予算などの審議を行いました。また、コロナ克服新時代開拓のための経済対策に関わる保育士、幼稚園教諭等、処遇改善臨時特例事業等が実施されることに伴い、全国町村会や県選出国会議員に対して、補助金の措置など国への働きかけを求めて要望することを決定いたしました。

2月9日、静岡県川勝知事を表敬訪問し、静岡、山梨両県の県境である本町の懸案事項について意見交換をしてまいりました。

2月17日、山梨県総務部渡辺理事がお見えになり、新年度に向けての県が進める施策案の説明と、町が抱えている懸案事項の解決に向けた対策などについて情報交換いたしました。

同日、県内の幼稚園や保育所、学校などでの児童や生徒のクラスターが続発していることを受け、知事と市町村長との緊急Web会議に教育長も同席して行いました。

知事からは、幼稚園や保育所、学校などで児童や生徒の新型コロナウイルス感染が判明した場合、同一クラス、グループの児童生徒全員にPCR検査を行うこと。また子どもが使う検査キットの受け渡しや運搬などにより、仕事を休んだひとり親世帯、または市町村民税非課税世帯を対象に、1日あたり4千円を支給することなど、新制度である新山梨方式への協力依頼を受けました。

各市町村長からは、現場での負担軽減や、検査判断基準、検査方法を早期に示すことを望む声が出されましたが、新山梨方式については、全市町村が一丸となって県と連携することを確認いたしました。

2月18日、今年度の第3回南部町総合教育会議を開催いたしました。令和4年度に向けたふるさと教育南部学の取り組み、アルカディア多目的広場の整備、教育支援センターの取り組みについて協議し、出席委員から活発な意見が出されました。

2月22日、土地改良事業団体連合会理事会がセレス甲府で開催され、出席いたしました。

同日、長崎知事が在庁されていまして、急きょ訪問し、町が抱えている懸案事項など、意見交換をしてまいりました。

2月28日、山梨西部広域環境組合管理者会が中央市役所で開催され、出席いたしました。

3月1日、自治会館で市町村職員共済組合組合会を組合長として招集し、令和4年度当初予算を上程し、ご審議いただきました。

3月3日、峡南衛生組合定例会を組合長として招集し、本町から望月光彦議員、望月郁夫議員にもご出席いただき、令和4年度当初予算を上程し、ご審議いただきました。

3月4日、遺族会総会が農村環境改善センターで開催され、遠藤光宣議長とともに出席いたしました。

コロナウイルス感染症の第6波の感染拡大により、活動範囲が制限されてしまうなど何かと大変ではありますが、もうしばらく頑張ってくださいますようお願いをいたしました。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、本定例議会に提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例議会への提出案件は、報告1件、新設条例が1件、一部改正案が5件、町道の認定が1件、人事案件16件、令和3年度補正予算が6件、令和4年度当初予算10件で、合計40件であります。

はじめに、議案集1ページ、報告第1号 専決処分いたしました令和3年度南部町一般会計補正予算（第8号）についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な影響が大きい住民税非課税世帯、および新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、家計が急変した世帯に対し10万円を支給するための補助金を、早期に交付するための予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものであります。

次に、議案集3ページ、議案第1号 南部町総合センター条例の制定についてであります。旧富河中学校校舎をリノベーションし、新たな公の施設として活用することとしたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集の6ページ、議案第2号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を一本の法律に統合する法律の施行により、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的共通ルールを規定することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集の8ページ、議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国家公務員において、新たに不妊治療のための休暇が設けられたことから、本町においても同様の不妊治療のための休暇を定めることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集の10ページ、議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。総合会館を廃止し、中央公民館の位置を変更することとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集の12ページ、議案第5号 南部町アルカディア南部総合公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部図書館および富沢図書館に南部町立を、美術館に近藤浩一路記念南部町立を冠すること、また、アルカディア南部総合公園に多目的広場を整備することから、設置および使用料を定めることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集の15ページ、議案第6号 南部町アルファーセンター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町民が教育、文化、福祉に関する活動の場所として利用していた施設が老朽化により廃止されることから、利用者の活動を支援することとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集の１７ページ、議案第７号 町道路線の認定についてであります。アルカディア多目的広場建設に伴い、広場内への進入道路として新たに整備したものであり、町道の路線認定については、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

続きまして、議案第８号 令和３年度南部町一般会計補正予算（第９号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事業費の確定、見込み等の精査を行い、編成いたしました。

主な歳入は地方交付税、国庫支出金が増額補正、県支出金、繰入金、町債の減額補正であります。

歳出は、将来の財政需要に備えるため、公共施設整備基金などへ積立を行います。

また、経費の削減や事業の確定による不用額等の減額調整予算となっており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費や中山間地域総合整備事業関連の業務委託、橋りょう補修工事費などについて減額いたします。

なお、今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画した事業のいくつかは中止や縮小を余儀なくされたため、それらの事業費の減額も行いました。

繰越明許費は、年度内の予算執行が完了できない見込みである７事業について、繰り越しをお願いするものであります。

また、地方債補正につきましては、各事業の確定に伴う変更を行うものであります。

次に、議案第９号から議案第１３号までの５特別会計予算につきましても、事業完了に伴う精算および実績見込みに伴う補正が主な内容であります。

続きまして、議案第１４号から議案第２３号までの当初予算１０件について説明いたします。

最初に、議案第１４号 令和４年度南部町一般会計予算は、第２次南部町総合計画の着実な推進に向け、これまでの取り組みや成果を踏まえながら、福祉の向上はもとより、本町の未来に投資するとともに、財政の健全化に留意した予算といたしました。

一般会計の予算総額は４６億４，５００万円で、前年度と比較してマイナス７．８％、３億９，１００万円の減額となりました。

主な歳入ですが、町税８億３，２２０万３千円、地方交付税２４億９，４１６万５千円、国県支出金４億７，２７１万８千円であります。

なお、町債発行額は３億６，６００万円で、その内訳は過疎債２億３，４００万円、公共事業等債７８０万円、地方活性化債６，９２０万円、臨時財政対策費５，５００万円であります。

次に、歳出ですが、主な事業としまして、定住化促進事業のほか、防災安全社会資本整備事業に伴う道路新設改良費、橋りょう維持事業、社会体育施設整備事業などの経費を計上いたしました。

そのほか、９件の特別会計予算を提案しております。９会計の合計額は３０億３，５９６万５千円で、対前年度比２．４％の増となりました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましてはこの後担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤光宣君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

日程第5 議案第1号、日程第8 議案第4号について、近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（近藤利也君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第6 議案第2号、日程第7 議案第3号について、滝総務課長。

○総務課長（滝基成君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第9 議案第5号について、尾崎アルカディア課長。

○アルカディア課長（尾崎龍次君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第10 議案第6号について、青木アルファーセンター所長。

○アルファーセンター所長（青木正和君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第11 議案第7号について、望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第4 報告第1号、日程第12 議案第8号から日程第27 議案第23号について、市川財政課長。

○財政課長（市川隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時40分です。

よろしくお願いします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時40分

○議長（遠藤光宣君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第28 議案第24号、日程第29 議案第25号 南部町睦合財産区管理会委員の選任についての2件および日程第30 議案第26号から日程第43 議案第39号 南部町農業委員会委員の任命についての14件を、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたし

ます。

町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、議案集 21 ページの議案第 24 号と、議案集 22 ページの議案第 25 号の、睦合財産区管理委員会委員の選任についてであります。現在、7 名の委員がおられますが、長きにわたり会長を務めてこられました杉山好史氏が、昨年 11 月にお亡くなりになり、また副会長を務めてこられました、渡邊欣二氏が本年 1 月にお亡くなりになりました。

お二方の永年のご功績に感謝と敬意を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。

つきましては、その後任の委員を選任する必要がありますので、議会の同意を求めるものがあります。

提案する方は、まず議案第 24 号の成島 2578 番地、鍋島誠氏、72 歳。

次に、議案第 25 号の南部 4745 番地 4、内藤國夫氏、73 歳。

以上、2 名の方を睦合財産区管理委員会委員として提案するものです。なお、任期は議決の日から令和 5 年 6 月 30 日までとなります。

次に、議案第 26 号から議案第 39 号の農業委員会委員の任命についてであります。農業委員会法により、農業委員の選出については、議会の同意を得て任命することとなります。

現在、14 名の委員がおられますが、この 3 月 31 日に任期を迎えることから、委員を任命する必要がありますので、ご提案させていただくものです。

なお、任期は令和 4 年 4 月 1 日から、令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。

それでは、委員としてご提案する 14 名の方を申し上げます。

まず、議案第 26 号の中野 1866 番地 1、佐野京子氏、67 歳。

次に、議案第 27 号の本郷 1363 番地 1、長坂正志氏、67 歳。

次に、議案第 28 号の成島 2725 番地、芦川幸雄氏、71 歳。

次に、議案第 29 号の南部 5355 番地、萩原安夫氏、73 歳。

次に、議案第 30 号の南部 9531 番地、遠藤敬悟氏、72 歳。

次に、議案第 31 号の塩沢 1258 番地、三澤國博氏、76 歳。

次に、議案第 32 号の内船 8359 番地 2、佐野敏明氏、79 歳。

次に、議案第 33 号の上佐野 286 番地、久高栄司氏、63 歳。

次に、議案第 34 号の楮根 2687 番地、佐野耕一郎氏、73 歳。

次に、議案第 35 号の福士 1190 番地 2、鈴木隆博氏、65 歳。

次に、議案第 36 号の福士 4537 番地、望月充氏、74 歳。

次に、議案第 37 号の福士 22477 番地 1、仲亀訓勝氏、71 歳。

次に、議案第 38 号の万沢 3954 番地、佐野和彦氏、74 歳。

最後に、議案第 39 号の万沢 5734 番地 1、一瀬辰治氏、58 歳。

以上の、14 名の方を農業委員会委員としてご提案するものであります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件のうち、日程第４ 報告第１号、専決処分した事件の承認について、日程第２８ 議案第２４号、日程第２９ 議案第２５号 南部町睦合財産区管理会委員の選任についての２件、および日程第３０ 議案第２６号から日程第４３ 議案第３９号 南部町農業委員会委員の任命についての１４件については、町長から本日、先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日、先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第４ 報告第１号 専決処分した事件の承認について、日程第２８ 議案第２４号、日程第２９ 議案第２５号 南部町睦合財産区管理会委員の選任についての２件、および日程第３０ 議案第２６号から、日程第４３ 議案第３９号 南部町農業委員会委員の任命についての１４件については、本日、先議することに決定いたしました。

議案集１ページをお開きください。

日程第４ 報告第１号 専決処分した事件の承認について（令和３年度南部町一般会計補正予算（第８号））についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第４ 報告第１号 専決処分した事件の承認について（令和３年度南部町一般会計補正予算（第８号））の質疑を終結いたします。

日程第４ 報告第１号について、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第４ 報告第１号についての討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案集は１ページ、日程第４ 報告第１号 専決処分した事件の承認について（令和３年度南部町一般会計補正予算（第８号））を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

日程第２８ 議案第２４号 南部町睦合財産区管理会委員の選任についてから、日程第４３ 議案第３９号 南部町農業委員会委員の任命についてまでの１６件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入ることに決定いたしました。

議案集は２１ページ、日程第２８ 議案第２４号 南部町睦合財産区管理会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に議案集２２ページ、日程第２９ 議案第２５号 南部町睦合財産区管理会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は２３ページ、日程第３０ 議案第２６号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は２４ページ、日程第３１ 議案第２７号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は２５ページ、日程第３２ 議案第２８号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は２６ページ、日程第３３ 議案第２９号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は２７ページ、日程第３４ 議案第３０号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は２８ページ、日程第３５ 議案第３１号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は２９ページ、日程第３６ 議案第３２号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は３０ページ、日程第３７ 議案第３３号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は３１ページ、日程第３８ 議案第３４号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は３２ページ、日程第３９ 議案第３５号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は３３ページ、日程第４０ 議案第３６号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は３４ページ、日程第４１ 議案第３７号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は35ページ、日程第42 議案第38号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

次に、議案集は36ページ、日程第43 議案第39号 南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は1時からです。

よろしくお願いします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤光宣君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第5 議案第1号から日程第27 議案第23号までの23件について、順次質疑を行います。

なお、これらの議案については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

議案集3ページをお開きください。

まず、日程第5 議案第1号 南部町総合センター条例の制定について、質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

3番、望月。

総合センターに図書館、児童館、教育支援センター、太鼓の保存室など、いろいろ入っているんですが、1点、子どもたちの安全を守るという意味から、施設が混在することは非常に危惧される、心配だという声があったんですが、そのへんの対応というか、対処方法がありましたらお願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（近藤利也君）

それでは、望月議員の質問にお答えをいたします。

新しい総合センター内に、さまざまな施設が入っているということになります。

その中で、子育て支援課が所管をします放課後児童保育について、今後、2階にも県の施設が入ることで、いろいろな方が利用するので、その動線が危惧される部分があるということで、教育委員会、子育て支援課で、協議を重ねております。子どもたちに危険が及ばないように、できるだけ放課後児童保育を運営している間は、そういったところにあまり人が入らないような形を検討しております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

先ほど、議案説明の中で生涯学習課の近藤課長から丁寧に条例改正については聞きましたので、関連質問をしていきたいと思います。常任委員会の所属が違うものですから、確認したくて質問していきたいと思います。

今度できる総合センターには、防災、防火の関係で、そういった面は完備、常備されているのか。

もう1つは、これを使用するときに、障害者の皆さん含めてバリアフリー、また外のエレベーター計画等はされていくのか、そのへんを含めてよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（近藤利也君）

小泉議員の質問にお答えをいたします。

総合センター内の防災の関係でありますけれども、3階部分につきましては、現在、まったく手を入れずに教室のまま残っている状態であります。

状況に応じて緊急時の対応施設というような形で、避難等をすることも想定に入れておかなければならないと考えております。

また、障害者の関係ですけれども、現在、1階の部分につきましてはバリアフリーで、車いすで利用できる多目的トイレも整備をしております。

ただ、2階へ上るのに、エスカレーター、エレベーターは今のところありません。今後、そういった方々が利用するかどうかということもしっかりと見極めながら、場合によっては考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

2番、望月憲之君。

○2番議員（望月憲之君）

2番、望月です。

旧富河中学校の校舎をリノベーションして、新しくなって活躍できる場ができたわけですが、富河中学校が閉校になった後、あの周辺の整備、草取りを、桜守の会というところがやっていたんです。今後、その周辺整備、草刈り、そういったものをどのように行っていくのかというのを伺いしたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（近藤利也君）

それでは、2番、望月議員の質問にお答えをいたします。

グラウンドなどの周辺整備につきましては、これまで富沢小学校や旧富河中学校のOBや先生といった方々のお力添えによる桜守の会が、約10年間にわたって、草刈りなどの整備をしていただけてきました。

一昨年、その会が解散をしたということで、今後は、若干の費用はかかるかと思いますが、業務委託も含め、生涯学習課所管での実施を考えております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

4ページ、4条で、総合センターは次に掲げる施設をもって構成すると書かれています。の中で、1、3、4というところは図書館、教育支援センター、太鼓保存室と書いてあります。

この2番だけ、放課後児童保育という形で書かれているんですが、なぜここは保育所とか、保育室とか、保育センターとか、そういう後付けをされなかったのか。ここは何か意図があってそうされているのか、何か1つだけ違和感がありましたので、ご説明をしていただきたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（近藤利也君）

それでは、8番、望月議員の質問にお答えをいたします。

2番の富沢放課後児童保育につきましては、2項に記載のように、南部町放課後児童保育運営規程の中で富沢放課後児童保育という名称が決められておりますので、あえてこちらでは室とか、所というものを付けていないということでご理解いただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集6ページをお開きください。

日程第6 議案第2号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の

施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集8ページをお開きください。

日程第7 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

3番、望月。

これは国から来たものだと思うのですが、不妊治療をするということを自分で申し入れて休暇を取ると思いますが、本当にセンシティブなところなので、女性に対する個人情報の保護とか、そういうところは何か申し合わせのような決まったことがあるんでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

滝総務課長。

○総務課長（滝基成君）

それでは、3番、望月議員の質問にお答えをさせていただきます。

この休暇につきましては、特別休暇で取り扱うものですが、通常職員が休暇を取るにあたりましては、すべて直属の管理職の決裁のもと休暇の取得を与えているところでございますので、形といたしましては本人が申し出ていただいて、管理職から私、総務課長のほうに休暇の届が出されるというような形で、特にプライバシーの関係で他の職員に漏れるということはないかと思っております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月です。

不妊治療の中身はある程度分かりましたけれども、実際にこの不妊治療を受けようとしたときに、年齢制限などは、当然あるんですか。

それとも特にないのでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

滝総務課長。

○総務課長（滝基成君）

8番、望月議員のご質問にお答えします。

この治療に関しましては、特に年齢制限等はございません。

本人の申し出によりまして、取得できるものでございます。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集10ページをお開きください。

日程第8 議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

公民館条例の別表の金額について、ほかのところと比べて遜色ないような金額で決めましたという説明がありましたが、実際に旧と新を比べますと、金額的には講堂とか、研修室とか、会議室A・Bという形ですから、広さによって決めているのか、そのへんはあるんだろうと思いますけど、今までの旧に比べて、どういう基準でこの510円とか、どこをもって遜色がないということなのでしょう。

○議長（遠藤光宣君）

近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（近藤利也君）

8番、望月議員の質問にお答えをいたします。

使用料の設定につきましては、基本となるのが新旧対照表の旧の講堂や研修室です。総合会館第3研修室という、一番使われる部屋あり、その部屋の料金設定が、視聴覚室という部屋の料金設定と同じ金額になっております。

よって、そういった一番使用頻度の高い、また一番使いやすい部屋の面積等を考慮しまして、A・B・Cの会議室のスライディングウォールを開放して使ったときに、ちょうどその第3研修室と同程度となります。あまりここで金額的に差を広げてしまうといけないと思ったので、例えば午前9時から正午が510円とありますけれども、このA・B・C3つを足しますと1,530円ということになりまして、若干お安くなっております。また、万沢公民館や、改善センターの使用料も加味しながら料金設定をして、利用いただく方々の負担が増えないようにということで、設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集12ページをお開きください。

日程第9 議案第5号 南部町アルカディア南部総合公園条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

2番議員、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

2番、望月です。

多目的の自由広場ということで、完成を間近にしているわけですが、この中で着手前のときには、サッカーとかラグビー、こういったものに使えますよという話だったんですが、今回、この多目的広場については、そういうものにも使えるということでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

尾崎アルカディア課長。

○アルカディア課長（尾崎龍次君）

ただいまの、2番、望月議員の質問にお答えいたします。

多目的広場は、スポーツやレクリエーションの利用を妨げることなく、町民のみならず、町外、県外の皆さんが身近で気軽に利用できるような形ということで、整備をしております。

特定のサッカー、ラグビー等の使用になりますと、芝生の状態が著しく損傷をすることも考えられます。また、隣接している遊具広場のほうでは、小さいお子さまも遊ばれるかと思うので、そちらの面で協議をされていて、ボールが飛んだ場合にけがの恐れもあります。そうしますと、その間に防球ネット等の設備も必要となるかと思いますので、現段階ではサッカーやラグビーでの貸し出しということは考えておりません。

○議長（遠藤光宣君）

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

無料という意味は、そういった特定の競技、団体には貸し出しをしないということで無料という形をとっているということですか。

○議長（遠藤光宣君）

尾崎アルカディア課長。

○アルカディア課長（尾崎龍次君）

議員のおっしゃるとおり、幅広く皆さんに使用していただくためには、専有で各1団体が使うということになりますと、他の方が使用できないということなので、専有の目的としての使用は避けるようにしています。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月です。

今、アルカディアの、サッカー場の件で話がありましたね。そこは貸し出ししないということですか。

○議長（遠藤光宣君）

尾崎アルカディア課長。

○アルカディア課長（尾崎龍次君）

望月議員のご質問にお答えいたします。

サッカー場ではなく、芝生広場のことです。芝生広場はサッカー場としての貸し出しはいたしません。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

芝生広場とサッカー場とは別のことですか。一緒のことを話しているのか。

○議長（遠藤光宣君）

尾崎アルカディア課長。

○アルカディア課長（尾崎龍次君）

サッカー場というのは運動場のことでしょうか。

○8番議員（望月光彦君）

はい。

○アルカディア課長（尾崎龍次君）

運動場は貸し出します。

多目的広場の芝生の場所をサッカーやラグビーでは貸せないということで、運動場のほうはいままでどおり、サッカーなどに貸し出します。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

9番、小泉。

当初の計画の話を聞くとときに、サッカー場の周りのトラックは造れないが、サッカー場として使えますよという話を聞いたんですが、当面、あの多目的広場を維持管理していくときに、サッカー場として貸すことで、広範な視野で考えれば、維持管理費も浮いていくのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

尾崎アルカディア課長。

○アルカディア課長（尾崎龍次君）

ただいまの小泉議員の質問にお答えします。

維持管理面にしますと、サッカー場として、サッカーのスパイクで走ったり、ボールを蹴ったりなどしますと、かなり芝生の損傷もあり、グラウンドの平坦性も損なわれますので、余計に整備にはお金がかかると考えております。

○議長（遠藤光宣君）

町長から補足説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今の質問にお答えします。

当初からあそこは、サッカー場で造るということは言うておりません。あの広場は多目的広場で使っていただく。試合となりますと、やはりその日程調整から何から、一定のところみんな取られてしまうんですね。そうではなくて、あの上でリフティングや、サッカーをする、それは構わないと思っています。だから多くの皆さんにあそこで親しんでいただく、そういう意味での多目的広場を、私は造りました。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 9 議案第 5 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集 15 ページをお開きください。

日程第 10 議案第 6 号 南部町アルファセンター条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 10 議案第 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集 17 ページをお開きください。

日程第 11 議案第 7 号 町道路線の認定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 11 議案第 7 号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

日程第 12 議案第 8 号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）について、質疑を行います。

質疑はすべての会計において、事項別明細書により行います。

はじめに、歳入 13 ページから 21 ページについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

歳入 13 ページから 21 ページについてです。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出 25 ページ議会費から 30 ページ中段総務費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、30 ページ下段民生費から 36 ページ上段衛生費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、36 ページ中段農林水産業費から 41 ページ中段消防費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、41 ページ下段から、最終 46 ページの教育費について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 12 議案第 8 号についての、質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第 13 議案第 9 号 令和 3 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、9 ページと 13 ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第14 議案第10号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第4号)について、23ページと27ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第15 議案第11号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、事業勘定41ページから47ページ、直営南部診療施設勘定、55ページと59ページ、直営万沢診療施設勘定67ページと71ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第16 議案第12号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算(第5号)について、81ページから90ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第16 議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第17 議案第13号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、99ページと103ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第17 議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の令和4年度一般会計予算書をご用意ください。

日程第18 議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算について、質疑を行います。

はじめに、歳入、第1款町税から第14款使用料及び手数料について、17ページから23ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第15款国庫支出金から第16款県支出金について、24ページから30ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第17款財産収入から最後の第22款町債について、30ページ中段から36ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費について、39ページから62ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費について、62ページ下段から78ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費について、78ページ中段から86ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費について、86ページ下段から99ページ上段まで、質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

92ページに南部町竹林整備補助金450万円あるんですけど、これは何件を計画しているのか。それから今、竹林といいますと、畑で作っていたところから侵入していったらどんどん竹林になっているというところも多々あるみたいで、農地に竹林が入った場合には、補助金がまったく出ないということなんです。実際には、竹林をきれいにしてくれている人もいますけど、例えば、現状が竹林で登記簿が農地になっている場合、これを地目変更して山林にしたら補助金が出るのでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただ今の8番、望月議員のご質問にお答えいたします。

今年度の竹林整備事業の事業実施の計画といたしましては、昨年度同様に25件ほどを予定しております。面積といたしましては、4.5ヘクタールを事業の見込みとしております。

また、畑を山林に地目変更をして、それが竹林整備の該当になるかというご質問であります。こちらは森林法で定められております山林が竹林整備の該当の地目になりますので、そこを確認してから、事業の実施にかかれるのではないかなと思っております。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

続けてその下の93ページの一番上段のところで、南部町未利用間伐材等集材支援事業補助金とありますが、これは具体的にはどういう中身なのでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの8番、望月議員のご質問にお答えいたします。

南部町未利用間伐材等集材支援事業補助金の内容につきましては、南部町内の森林における

間伐や主伐により伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置される間伐材（以下未利用材等間伐材といいます）を集材し搬出することにより、森林が適正に管理され、森林内に留置される未利用間伐材等の流出による河川閉塞等の流木被害を防止し、また未利用間伐材等の有効な利活用を促進するため、その木寄せ、林内運搬、積み込み等の作業にかかる費用に対して補助金を交付するものであります。

補助金につきましては、1トン当たり1千円と見込んでおります。

今年につきましては、バイオマスガス化発電所において、大体年間7千トンの集材が必要となるわけですが、一応その半分の3,500トンを見込んでいるところであります。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

今、間伐材はほとんど捨て伐で林の中へ捨てられているという状況なので、補助金があるのはいいいと思うのですが、これは例えば森林組合で出している場合には、森林組合が補助金としてもらうわけですよね。1トン当たり千円と言いましたか、個人でこれをやりたい人がいた場合には、補助金が出るのでしょうか。切ってそのまま捨てるのは、森林組合や望月林業といった林業関係の事業者がやっているのがほとんどだと思うんですが、もし個人的に材木を出した場合、これが適用されるのでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの8番、望月議員のご質問にお答えいたします。

こちらの補助金につきましては、個人が搬出する未利用材の間伐につきましても該当になります。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

2番、望月。

92ページ、南部町竹林整備事業の補助金が450万円となっています。昨年度を見ますと、竹林整備の補助金が補正で300万円ほど減額されていて、450万円計上したけれども使われてこなかったという現状が見受けられます。

私の近所の人にも、実は竹林整備をしてもらいたいと頼んだら、本年度内は無理だという話があって、たぶんそれは要望が遅かったから対応ができなかったんではないかと思うんですが、その対応できなかった原因と、今後、この竹林整備事業をどのようにして波及させて理解を得て、450万円という満額に近い事業に進めていくか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの、2番、望月議員のご質問にお答えいたします。

今年度の事業につきましては、12月の補正で増額計上したわけでありましたが、3月に減額という形になってしまったわけでありまして、これは、委託業者との間に手違いがありまして、今年度中には作業の実施が無理だということで、その業者が予定通り行えていれば、予算の450万円は消化できたのではないかと思います。

また、こちらの補助金につきましては、広報やFM告知放送などを利用して、町民の方に周知を図っていきたいと思っています。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

やはり竹林整備に関わる人の数というのはだんだん少なくなってきて、スムーズにいかない現状があるのかと思いますが、ぜひそういった業者をしっかりと育て上げて、対応できるような環境づくりというものをさせていただきたいと思っています。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

関連で、業者がなかなかいないような話をされていましたが、何業者くらい実際にはあったんでしょうか。

○議長（遠藤光宣君）

若林産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（若林安彦君）

ただいまの8番、望月議員の質問にお答えいたします。

今、産業振興課から委託している業者は4業者です。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費について、99ページ中段から105ページ上段まで、質疑はありませんか。

8番、望月光彦議員。

○8番議員（望月光彦君）

8番、望月。

101ページの、道路新設改良費の町道改良工事について、越渡御屋敷線と説明されたような気がするんですが、ほとんど斜面の工事は終わっていると思ってみているんですけど、この金額はどんな工事をやるのか。

そしてもう1つ、逆から入れるようにするという話も前に聞いたことがあるんですけど、それも最終的にいつ頃になるのか、もし分かれば答えていただきたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

望月建設課長。

○建設課長（望月一臣君）

望月議員のご質問にお答えいたします。

来年度が最終年度となります。

それで主な工事といたしましては、路面工が最後の舗装ということで仕上げになってまいります。また、国土交通省により越渡のところに右折レーンを設けていただくということになっておりますので、その供用開始と一緒に一方通行の解除を行っていきたいと考えております。

○議長（遠藤光宣君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第8款消防費について、105ページ中段から108ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、108ページ下段から147ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費について、148ページから149ページ、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第18 議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、令和4年度特別会計予算書をご用意ください。

日程第19 議案第15号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

はじめに、歳入について、11ページと12ページ、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

15ページから18ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第19 議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第20 議案第16号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計予算について質疑を行います。

37ページから43ページまで、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第21 議案第17号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

はじめに、事業勘定の歳入について、65ページから70ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

73ページから81ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、97ページから105ページまで、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、121ページから128ページまで、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第21 議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第22 議案第18号 令和4年度南部町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

はじめに、歳入について、147ページから152ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

155ページから167ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第22 議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第23 議案第19号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、185ページから190ページまで、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第23 議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第24 議案第20号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計予算について、207ページと211ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第24 議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第25 議案第21号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計予算について、

223ページから228ページまで、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第25 議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第26 議案第22号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について、239ページと243ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第26 議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第27 議案第23号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算について、255ページと259ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第27 議案第23号についての質疑を終結いたします。

これより提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第44 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間は、議場内に設置してありますモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に9番、小泉昇一議員の質問を許します。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

どうも朝からお疲れさまです。

それでは、さっそく通告しましたように、一般質問に入らせていただきます。

「びゅあ峡南」施設の今後を問うということで、質問に入ります。

現在、新たな「男女共同参画」施設が、旧富河中学校を改修して進められていますが、使い勝手については、利用者の要望を聞きながらあらゆる協議を重ねて進めていただけていると思いますが、それを受けて廃館となる現在のびゅあ峡南の施設に対して、どのような考えを持って

いるのか。また、施策があるのかを伺いたいと思います。

今から24年前の平成8年に完成し、以後、今日まで利用され続けてきました。耐震性の施しと稼働率が少ないだけで廃館となるのは、寂しくもったいないという気持ちがあります。町民誰もが思っていることと思います。

昨年の6月、定例議会の一般質問の中で訴えてきました。またそのことを合わせて考えると、敷地は南部町の所有地であることから、館内施設の備品なども含めて、そのまま譲渡・貸与を受け管理することが望ましい、町としてのベターな考えではないでしょうか。確かに維持管理することは財政的にも大変ですが、町民はそのことよっての捻出は理解と納得がされると思います。

これまでの経過の中では、調理室、その中にある器具等も含めまして、2階の華道・茶道の間やグランドピアノも、改修中の男女共同参画施設には搬入されないとのこと。また、今後2年以内に取り壊し計画がある、分庁舎横の「総合会館」に代わる「文化会館」として生まれ変わることが町民への望ましい施設提供と思います。

南部町に生まれ育ち、嫁ぎ、南部町をひたすら愛し、人としてその責任を果たしてきた町民が、参加し集い学び、こころを穏やかにしてくれる「文化施設」として再生されることを願望します。

これまで「総合会館」を利用し続けてきた文化サークルの歌謡の会、合唱の会、短歌・俳句の会、茶道・華道の会などの幅広い年齢層に、目的を持った居場所が確保されればさらなる技量の習得と躍進が確立できると思います。

町民の声に応える考えを聞かせてください。

○議長（遠藤光宣君）

9番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

町長、佐野和広君。

○町長（佐野和広君）

それでは、「ぴゅあ峡南」の今後についてというご質問でありますけれども、まず、現在の「ぴゅあ峡南」を廃止し取り壊すことについて、県は、社会的なニーズの変化に相応したサービス、施設規模の適正化、全庁横断的な維持管理の合理化、施設に係るコストの軽減など、山梨県公共施設等総合管理計画に基づき、経年劣化による破損箇所が多く見られることと、稼働率の低さなどから判断されたと認識しております。

その中で、議員もご承知のとおり、県は当初、施設の維持費用の縮減と施設の長寿命化を図るには、大きな費用が必要なことから、「ぴゅあ総合」に集約することとしておりましたが、関係者をはじめとする県民の皆さまから、さまざまなご意見が寄せられる中で、集約するという基本方針に変更はないものの、既存の施設に代えて共同参画活動の専用スペースを新たに設けることとし、現在、6月の開設に向けて、旧富河中学校校舎の改修工事を行っているところであります。

「ぴゅあ峡南」の施設は、平成8年の竣工から25年と、比較的新しい施設であることは承知しておりますが、県は、施設を適切に維持していくために予防保全を実施した場合、数億円の経費が必要であることから、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の、施設の管理方針で廃止することとされております。

県が廃止した後の建物の利用については、立地町である本町と協議検討していくとされていますが、この施設の利便性を考えたとき、内船駅からは近いものの駐車場のスペースは狭く、これまでもそうでしたが、多くの方がこの施設に集まることがなかなか容易でなく、稼働率が著しく低い施設でありました。

そのような施設に、多額な予算を町が単独で投資する事はできないと判断をいたしました。

また、小泉議員が心配されております、総合会館に代わる文化施設とのことでありますが、分庁舎の2階に、会議室として、3部屋の改修工事が完了し、新たな中央公民館として町民が利用できるよう、条例の一部改正を今期定例会に上程しております。

このほか、既存の文化ホール、活性化センター、農村環境改善センターをご利用いただければ、文化サークルの拠点としての役割は、十分果たせるものと考えております。

現在本町には、主要な公共建物が60カ所ほどあり、その多くは老朽化が進んでおりますので、これらの施設を適正に維持していくための長寿命化や、除却、更新に、多額な費用が必要となってまいります。

これら多くの施設は、町の個別施設計画に基づいて今後の方向性を定め、計画的に進めていかなければなりません。

これとは別に、私が、政策的に決断して改修した旧富河中学校校舎であります、この改修により、富沢図書館・放課後児童保育・教育支援センター、そして県の男女共同活動専用スペースを備えたりノバージョン施設、総合センターとして生まれ変わります。

既存施設と併せて活用いただくことで、議員ご提案の、文化サークルなどの目的を持った皆さんの居場所の確保については、ご懸念には及ばないと考えております。

○議長（遠藤光宣君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

5年、10年後、南部町の人口が5千人を割るとき、確かに行政運営は大変な時期を迎えると思います。しかしながら60カ所はあるという施設においても、災害時は一時避難所として使われている施設もあります。せっかくですので、ああいう施設があります。普通の民間の家ですと、築25年という家はまだまだ新しいほうです。何か再利用の方法がないかということを含めて質問してきました。それを受けての答弁でしたが、それでは、今ある施設はすべて取り壊して更地にして南部町に返してもらうのか、それとも地元住民の避難場所等の考えはあるのか。

もう1点は、確かに今言いましたように高齢化が進んで、免許証の返納も余儀なくされて運転もできない高齢者もいます。しかし、自分がつかんできた趣味嗜好は生かしていきたい。また多くの仲間と輪を作っていきたい。そういう人たちが参加するときに、足がない、町営バスだけだとなかなか利用しにくいと、そういう問題も生じてくると思います。そういう人たちにどうのご案内、周知をしていくのか、新しい施設に対してですね。

もう1点は、今までの私の質問の中で、独りよがりとか、心配するな、懸念に及ばないという答弁を受けてきましたが、非常にそのことは丁寧な答弁だと、私は感じておりません。心配しているからこういう質問に至っておりますし、独りよがりの決して今までも質問ではありま

せんでした。そのへんを含めて、施設にある備品等を今後、どのように考えていくのか、取り壊す中で廃棄物としていくのか、そのへんも含めて答弁できるようでしたらお願いいたします。

○議長（遠藤光宣君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、小泉議員の再質問にお答えをいたします。

まず1つ目の質問の、施設は解体して返却していただくのかについてでありますけれども、結果としてそういった状況も考えられますが、この施設は県立の施設でありますので、施設の解体等について、私がここで答える立場にはございません。

それから、2つ目の質問の中で、離れた施設の利用を丁寧に案内できるかについてでありますけれども、ぴゅあ峡南主催の一大イベントでありますぴゅあ峡南フェスティバルの開催時、これまでご参加いただいた方で、電車を利用してお出でになった方もあるかと思いますが、9割近くの方はお車でお越しいただいていたと思います。

また、新たな施設においては、大きなイベントの開催を行う際には、必要であれば身延線を利用される方については、内船駅との送迎は可能かと思います。

ただ、この事業については、ぴゅあ峡南の主催で実施することですので、今後、必要があれば協議することは可能かと思います。また町民の利用であるならば福祉タクシー券の利用も可能かと思います。

また、身近な施設利用が当たり前のようにというような町民と、利用者が理解と納得ができるかというようなお話が冒頭ありましたが、議員には、なぜこのような方向になったかをもう一度考えてみていただきたいと思います。極端に低い稼働率の施設に、町民の皆さまの大切な税金を投入できますか。私にはそのような行政運営はできません。

先ほど申し上げましたとおり、町内にはいくつかの公共施設がありますので、議員がおっしゃる身近な施設を、それぞれの活動団体の皆さんが都合の良い身近な施設をご利用してくださればよいかと思います。

すでに、ぴゅあ峡南で活動されたグループから、アルファーセンターの使用を可能にしてほしいとの申し出がありましたので、それに応えるためにも条例改正を上程させていただいたところでもあります。

それからもう1つ、災害時の避難場所というような話もありました。ぴゅあ峡南は安全な場所ではありません。私は将来的には、内船地区には皆さんが避難できるような場所、そういうことを考えております。ただ、ちょっと時間がかかりますけれども、そのへんだけはご了解をいただければと思います。

○議長（遠藤光宣君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

9番、小泉昇一議員。

○9番議員（小泉昇一君）

9番、小泉、再質問です。

話に聞きますと、県の生活部も非常に新しい施設だということで、町と今後の利用方については協議していくという考え方も模索しているようです、

そのへんを含めて、もったいないということを考えながら、利用価値を高めていっていただければありがたいと思っております。

そして、内船地区の避難場所ということですが、小学校統合を見据えて考えていると思いますが、とにかく現状なんです。現状を考えてあの施設をどうにかするというのを改めて考えていただければ、ありがたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

次に、1番、芦澤潤一郎議員の質問を許します。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

10年後を見据えた土地利用と活用について。

本町の土地分布は、森林が76%、田畑が2.7%、宅地および可住地が3.8%であり、利用できる土地は、わずか6%にすぎません。

つまり、限られた土地をいかに有効利用するかによって、町の未来が大きく変わってくると思います。

先の6月定例会の質問に対し町長は、若者定住施策を推進すると言われました。定住化に向け、今ある土地を宅地として活用することは、とても良いことだと思います。

また、若者が住むのならば、一戸建てにこだわらず集合住宅なども考えられます。土地活用とは少し離れますが、定住化を進めるにあたり、空室が目立つ県営住宅の利活用を県と協議するのも手ではないでしょうか。

一方で、農地についてですが、中山間事業に圃場整備がありますが、工事期間が数年、完成から8年は農地以外の活用ができません。つまり、施工から10年余り宅地等に転用することができないのです。

町に、一定の農地が必要なことは分かりますが、本町の農業従事者の減少、就農者の高齢化に伴う後継者不足を考えると、継続することが難しくなっています。

定住化施策が思うように進んでいない中、私は、あえて土地を広く改良することよりも、用地転用をスムーズに行えるようにすることが必要だと考えます。

町として今後、土地利用と活用について、農地優先でいくのか、定住化等を推し進めていくのか町長の考えを伺いたい。

○議長（遠藤光宣君）

1番、芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、芦澤議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、狭小面積を立体的に利用できる集合住宅は、より多くの

○議長（遠藤光宣君）

町長すみません。

火災が発生したようですから、答弁を止めてもらえますか。

情報を入れて欲しいと思います。

（交通防災課長より状況説明あり）

町長、申し訳ないです。

答弁をもう一度最初からお願いします。

○町長（佐野和広君）

分かりました。ちょっと心配ですね。

それでは、芦澤議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、狭小面積を立体的に利用できる集合住宅は、より多くの居住空間を確保することが可能でありますし、単身者・若者世帯をターゲットとした住宅建設を視野に入れていることは、これから取り組むべき政策の一つとして、私の年頭のあいさつで申し上げたとおりであります。

しかし、建設費や管理費に多額な費用が必要となることから、まずは、既存の施設に予防保全を実施した上での活用方法について、担当課に調査を指示したところであります。

また、議員ご指摘の県営住宅は、町内に2カ所所在いたします。現在の入居率は、大和南光平団地が64%、富士の富沢団地においては56%と、併せて34世帯分が空室となっております。

このことを踏まえ、先ほど私の行政報告の中にもありましたけれども、県の担当課へ、県営住宅への県内在住単身者の入居が容易に可能となるよう、入居要件の緩和の要請をしたところでありますが、「県営住宅は、公営住宅法に基づく住宅であり、あくまでも市町村の住宅状況を補完する立場の住宅であるので、南部町のみを緩和するわけにはいかない」とのことでした。

しかしながら、私とすれば、このような回答は最初から分かっておりましたので、別の方法がないものなのかということで、今一度、協議・検討してほしいと再度、要望をしております。

次に、中山間地域農業農村総合整備事業における圃場整備であります。農業労働の生産性を高めるために環境条件を整備するもので、耕地区画の整備、用排水路の整備、農道の整備などを行うものであります。

これらの整備を行った受益エリアにある農地は、議員の質問にあるとおり、整備事業終了後8年間は農地以外の地目に転用をすることができません。

確かに、農業従事者の減少や、就農者の高齢化といった深刻な課題はありますけれども、家庭菜園を含め田畑を耕作している方は、決して少なくはありません。

中山間地域農業農村総合整備事業は、農道や水路、鳥獣害防止施設の整備などの生産基盤の整備により、新たな就農の機会を創出することを目的としております。

昨年11月・12月には、この事業のメリット・デメリットなどについて、事業導入を検討中の富沢地区において説明会を実施し、整備事業終了後、しばらくは農地転用ができないこと、併せて農業振興の面からは、この事業により地域農業を持続可能で、魅力のある農業・農村に取り組んでいくことに繋がるものであることを、お伝えをいたしました。

仮に、富沢地区が、事業採択基準を超えなかった場合におきましても、整備を要望してきた地域と十分協議し、県の補助金や過疎債などを活用し、慎重に整備を進めてまいりたいと考え

ております。

今後、都会から住宅地を求める場合など、平地のみならず、「どのようなロケーションにある土地に興味を持っていただけるのか」を調査し、町としましても、「農地」「住宅地」のエリア設定を行い、農業振興、定住化政策、どちらにも偏らず、そこに暮らす皆さまが真に望まれ、町にとってどれが最良なのかを判断しながら、適切、有効な土地活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、再質問をさせていただきます。

事業採択基準を超えない場合においても、整備を要望してきた地域に対して、整備を進めていただけるとの回答で、私も同等な考えですので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

ですが、回答にありますように、今後、整備を進めていく上で、農業の継承や農業従事者の育成について、町はどのような支援をしていくつもりなのかお聞かせください。

○議長（遠藤光宣君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

まず、農業を継承するための基盤整備につきましては、各区からの要望として挙げられてくる農道や、農業用水路、集落道、集落排水施設などの整備に優先順位を付けて、計画的に行ってまいります。

特に農業を継承する上で、最大のネックとなっているのは、有害鳥獣被害であります。その対策のために防除用施設の設置や、農業基盤整備の補助の促進などのインフラ整備を、要望があれば図ってまいります。

農業従事者の育成につきましては、魅力ある農業とするための特産品の開発やブランド化を進め、J Aなどと連携した販売体制の強化、それから町内の道の駅での直販体制の強化、ふるさと納税の返礼品での農産物の出品の多種目化を図りながら、耕作者の収益の向上にも努めてまいりたいと思っております。

○議長（遠藤光宣君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

補足説明、町長お願いします。

○町長（佐野和広君）

先ほど、耕作者の収益の向上に努めてまいりますといいましたが、その1つとして、現在進めているのが道の駅とみざわと峡南地域普及センターが共同して取り組んでいるスイートコーンの栽培であります。

スイートコーンは、南部町の気候を利用した場合、春から晩秋まで長期間の生産が可能です。推奨作物に指定して安定した生産が可能となれば、イベントなどで販売することも検討してまいります。

本町の農業は、そのほとんどが兼業農家となりますので、四季折々の作物の栽培方法や土づくりなど栽培技術向上のために、J A山梨みらいや峡南地域普及センターに指導していただきながら、農業実践講座を開設するなどして、これから農業に取り組む方の支援にも努めてまいります。

また、地域での営農指導は農業委員にお願いをし、魅力ある農業の普及と農業従事者の育成に努めてまいります。

これらの町の取り組みは、町民の皆さまにも周知していかなければなりません。このほか、越渡地内でのトマト栽培に見られるように、農業への意欲を見せている新規就農者への支援も、国、県の関係機関と連携して、町独自の支援もしてもいいかなと思っています。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

再質問はございません。

定住化政策については、私の考えより町長の考えはかなり進んでいると思います。

新しいものを造るよりも今あるものを活用する。これは費用がかなり削減できると思います。県の壁は厳しいかもしれませんが、ぜひとも前に進んでいただきたいと思います。

また、農業振興政策なんですが、耕作者で、作りたいけど機械が入らない。どうしても8年の足かせがあつて事業にできないという方がかなりいました。

回答にありましたが、そういった耕作者をぜひとも町として広く見ていただいて、これからの土地利用を、農地の利用ということを考えていただきたいと思います。

それから鳥獣害政策や、スイートコーンの、これから新しい南部町としてのブランドを作るということも、先ほど町長の回答にありましたが、なかなか個人ではできないと思いますから、J Aや耕作者など、いろいろ皆さんとお話をする中で、タケノコ、それからそういったものに代わるもので町を代表するようなブランド。これは南部米とか、そういうものもあると思います。でも、米を作るだけではなく、今言ったように新しい農作物を、ほかにできないようなものを作っていただいて、ぜひとも南部町を魅力ある町にしていだけたらと思います。

本当に小さな土地しかないものですから、この少ない土地の中でいかにこの南部町を発展させるかということ、もう一度町のほうも考えていただければと思います。

ありがとうございました。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、1 番、芦澤潤一郎議員の一般質問を終了いたします。

ご苦労さまでした。

望月郁夫議員。

○5 番議員（望月郁夫君）

火災の件で地域的なことがありまして、確認のため退席させていただきたいのですが。

○議長（遠藤光宣君）

それでは暫時休憩をとります。

2時40分から開会といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（遠藤光宣君）

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

すみません。冒頭、訂正をお願いします。

一般質問通告書に平成26年から令和6年とありますが、これを平成27年、令和7年に訂正してください。

私からは、町長が思い描いているまちづくりの現時点での評価、また人口減少が進む町のこれから先の成長戦略について、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

平成27年度に町の第二次総合計画が、令和7年度を目標年次として策定されています。

その中に、強い意志を持って地道な努力を続けていくことがまちづくりには大切であるとあり、実際に中部横断道の全線開通、企業誘致、バイオマス発電等々町の発展に繋がる大きな事業が完成し、将来に渡ってその効果には大いに期待しています。

しかし一方で、少子高齢化、人口減少、過疎化が急速に進み、町の活力が失われている現状も事実です。

一流の田舎町を掲げて、より良いまちづくりに取り組んでいただいているところではありますが、町長が思い描くまちづくりの現在の進捗状況と、今後の成長戦略としてどこに力点を置いて町の舵取りをしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

3番、望月小五郎議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、望月小五郎議員のご質問にお答えをいたします。

現在、日本はもとより、全世界を席巻している新型コロナウイルスの猛威の前に、人類はこれまで例を見なかった未曾有の戦いを余儀なくされています。

しかし幸いにも、本町においては、福祉・医療従事者の方々、町民の皆さまのご協力により、感染者も最小限に抑えられております。イベントや諸行事の一部は、中止や規模縮小を余儀なくされているものの、行政運営は、おおむね予定どおり進捗することができております。

さて、町の現状と成長戦略についてのご質問でありますけれども、年頭のごあいさつでも申し上げましたが、私が、町のかじ取りを任せていただいた時から取り組んでまいりました政策も、道筋がほぼ形となり、現在はその肉付けの段階であります。

基幹産業への支援はもとより、町商工会、森林組合等への支援、大手ドラッグストア・物流会社の誘致による雇用の創出、今後見込まれる税収の増加、定住促進に一定の成果を収めているグリーンハイツ富士見の建設や、富士見台分譲地の造成など、住みやすさへの地域基盤整備を進めてきております。

今後、中部横断自動車道開通により変わりつつある人の流れを呼び込むために、各種イベントの復活開催などにより、本町が大変活動的で魅力ある町であることを大いにアピールしてまいります。

また、現在整備中のアルカディア多目的広場、南部地区宅地分譲事業により、町内外の方々に「暮らし続けたい町、住んでみたい町」を職員とともに広報活動に取り組んでまいります。

そして何よりも、福祉・教育はもちろんのこと、次世代を担う子ども・子育て世代・若者世代への支援の充実を柱に、住宅建設なども視野に入れながら、今後、実施してまいります。

これからの成長戦略といたしましては、このような時代でありますけれども、スピード感を持ちながら、時代の流れに乗り遅れることなく、年齢・性別・地理的な制約に係わらず、誰一人取り残されないデジタル社会実現への取り組みにも、着手してまいります。

また新年度には、DX戦略に町村としていち早く取り組むための人材の確保にも努めてまいります。

今、私の描くまちづくりは、近未来のわが南部町を見据えながら、常に新たな施策にチャレンジしながらも、町民の皆さまが希望を持てる持続可能なものでなければならないと考えております。

そのためには、議員の皆さまのお力添えは必要不可欠でありますので、これからも力強いご支援を賜りますようお願い申し上げまして、ご質問のお答えといたします。

○議長（遠藤光宣君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、町長から答弁をいただいた内容について、もう少しお伺いさせていただきたいと思います。

物流会社における雇用状況と、固定資産税などの今後に見込まれる税収について、分かっているならば教えてください。

また、アルカディア多目的広場についての広報活動に取り組むとありますが、どのような点を町内の人、町民の人、町外の人、日本全国いろいろなところで広めていく、広報活動をどのように計画しているのか分かればお願いしたいと思います。

また、デジタルトランスフォーメーション戦略についての人材育成確保とありましたが、この人材育成は役場内で確保していくのか、それとも町内、町外の人を入れた人材の確保を考えているのか、教えていただきたいと思います。

最後に、希望が持てる持続可能なものと町長さんが言われましたが、実際にはどのようなことか、抽象的で少し分かりにくかったので、例えばどのようなものを考えているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

第3番、望月小五郎議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、4点について、再質問いただきましたので、お答えをいたします。

まず、1点目の清和海運株式会社南部物流センターの雇用状況についてであります。昨年11月の操業開始時には、正規・非正規を合わせて22名の就業者でスタートいたしました。うち5名が南部町在住者となっておりますが、現在は正規・非正規合計31名となり、南部町在住者の人数も14名と、雇用対策としても一定の成果を上げております。

今後、物流資材の増加とともに就業者数の増加が見込まれると、関係者から伺っておりますので、さらに期待をいたしているところであります。

また、本誘致に伴う税収についてであります。南部町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定により、3年間は免除されることとなりますが、令和7年度には土地建物合わせて4千万円ほどの税収が見込まれております。

財政面への影響、雇用創出による町民生活への影響と、ともに町にとりましても確実なプラス要因となりますので、企業選定も含めて有益な企業誘致であったと自負しております。

次に、2点目のアルカディア多目的広場についての広報活動でありますけれども、議員の皆さんには、今定例会で現地視察していただけることになっておりますが、少しずつ全容が形になってまいりました。広場、公園を見ていただければ、広大な敷地と大自然の中で遊具で遊ぶ子どもたち、芝生広場で走り回る親子、ウォーキングを楽しむお年寄り、スプリント練習をするアスリート等、その姿を思い描いていただけるものと確信をしております。

さて、広報活動についてでありますけれども、今、申し上げた想像が膨らむ内容はもちろん、アルカディアにいけば誰でも何かができる、何でもできる、遊べるをメインテーマに、アルカディア総合公園のパンフレットの更新と、ホームページやSNSを活用した情報発信により、広く町内外に向けて広報活動をしてまいりたいと考えております。

3点目のDX戦略についての人材の確保方法であります。議員の皆さまもご承知のとおり、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化が示されました。

今後、本町においてもDXに精通した人材の確保が必要不可欠となってまいります。

この人材の確保には、おおむね3つの方法が考えられます。

まず、地方公務員法第3条第3項第3号の規定による特別職の非常勤職員。2つ目が、外部に業務委託して常駐させる方法。3つ目が、町の一般行政職職員となります。

現在、最終調整の段階まで来ておりますが、新年度には町の行政職員として専従する者1名を充てる予定であります。

4点目の、希望が持てる持続可能なものでありますが、近未来を見据え、すでに新しい施策にチャレンジしていくことは申し上げましたが、それによって町民の皆さまの生活へ悪影響を及ぼしてしまうようなことは、決してあってはなりません。

私の打ち出す施策の一つひとつは、未来においても町民の皆さまが安心してさらなる向上に期待ができ、また希望を抱き続けられることを常に目指しております。それこそがご質問の成

長戦略そのものだと考えております。

先ほど答弁で申し上げましたように、新年度は施策の肉づけをさらに加速してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤光宣君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

町長の答弁、非常にクリアで分かりやすかったんですが、物流会社の話も出てきたんですが、できる限り雇用をお願いしたいと思います。ここで満足することなく、物流会社にはもっともっと成長してもらって、さらに雇用を増やしてもらって、税金も令和7年度から入るということで、会社の存在意義を高めていってもらいたいと思います。

また、そのほかの質問に対してお答えいただいた取り組みを成功させ、町民の皆さまのために活用していくことが、お答えにありました町の未来にとって非常に大切で、必要不可欠だと思っています。

しかし、それだけでは先ほど芦澤潤一郎議員の質問にもありましたが、人口減少が続く町にとっては、十分とは言えないのではないのでしょうか。

人間でいえば基礎体力にあたる、先ほど言われた基本産業などの支援を、今以上に重点的に厚くすることによって、町の産物を商品化し、町内産業を生み出し、発展させていくことがこれからのまちづくりには必要なことではないのでしょうか。

先ほどの総括質疑のときに、産業課長は25件、450万円の竹林整備というような話でしたが、はっきりいって10倍、20倍のお金を投資してもらって、竹林整備を考えていただけるようになればうれしいなと思います。

上杉鷹山の財政改革に学べば、南部町には産業の火種はいくつもあると思っています。われわれも、JAなどの法人や町民の皆さまとともに知恵を出し合い、実際に活動し、火種を燃やし産業化できるように頑張っていきます。

町長をはじめ執行部の皆さんのご協力を心からお願いしたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第45 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご意義なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日 8 日火曜日には文教厚生常任委員会、9 日水曜日には総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は 2 階大会議室、開会は午前 9 時であります。

時間までに 2 階大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 2 時 5 5 分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年3月7日

南部町議会議長

遠藤 光 宣

会議録署名議員

塩 津 悟

会議録署名議員

望 月 郁 夫

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

遠 藤 一 明

令和 4 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 1 5 日

令和4年南部町議会第1回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

令和4年3月15日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	望月光彦
9番	小泉昇一	10番	仲亀佳定
11番	高橋茂広	12番	遠藤光宣

5. 欠席議員（0名）

6. 会議録署名議員

6番	木内秀樹	7番	遠藤高芳
----	------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（1名）

建設課長 望月一臣

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

開議 午前 9時30分

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年南部町議会第1回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、令和4年南部町議会第1回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番 木内秀樹議員および7番 遠藤高芳議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

本日の視察場所は、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（遠藤光宣君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、18日金曜日、午前9時30分より、3日目を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集くださるようよろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後11時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年3月15日

南部町議会議長

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

木 内 秀 樹

会議録署名議員

遠 藤 高 芳

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

遠 藤 一 明

令和 4 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 1 8 日

令和4年南部町議会第1回定例会（第3日目）

議事日程（第3号）

令和4年3月18日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 請願第1号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための請願書

日程第3 議案第1号 南部町総合センター条例の制定について

日程第4 議案第2号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第5 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第5号 南部町アルカディア南部総合公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第6号 南部町アルファセンター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第7号 町道路線の認定について

日程第10 議案第8号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）

日程第11 議案第9号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第12 議案第10号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第11号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第12号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第15 議案第13号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算

日程第17 議案第15号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計予算

日程第18 議案第16号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計予算

日程第19 議案第17号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計予算

日程第20 議案第18号 令和4年度南部町介護保険特別会計予算

日程第21 議案第19号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 令和 4 年度南部町陸合財産区特別会計予算
 日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 4 年度南部町富沢財産区特別会計予算
 日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 4 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 4 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第 2 6 発議第 1 号 南部町議会議員行政視察研修の実施について
 日程第 2 7 動議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議について
 日程第 2 8 閉会中の継続調査等について

- 追加日程第 1 発委第 1 号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書の提出について
 追加日程第 2 発議第 2 号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議に対する付帯決議について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	芦 澤 潤 一 郎	2 番	望 月 憲 之
3 番	望 月 小 五 郎	4 番	塩 津 悟
5 番	望 月 郁 夫	6 番	木 内 秀 樹
7 番	遠 藤 高 芳	8 番	望 月 光 彦
9 番	小 泉 昇 一	1 0 番	仲 亀 佳 定
1 1 番	高 橋 茂 広	1 2 番	遠 藤 光 宣

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

8 番	望 月 光 彦	9 番	小 泉 昇 一
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

町 長	佐野和広	教 育 長	入月一巳
代表監査委員	若林泰文	秘書政策監	小倉弘規
会計管理者 (兼) 出納室長	佐野彰紀	総務課長	滝基成
財政課長	市川隆	企画課長	杉山一陽
税務課長	渡辺幸博	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住民課長	四條理恵	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	若林安彦
建設課長	望月一臣	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	仲亀哲也	アルファセンター所長	青木正和
健康管理センター所長	渡辺基	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	渡辺雄治
生涯学習課長 (兼) 公民館長	近藤利也	アルカディア課長	尾崎龍次
福祉保健課課長補佐	望月文広	福祉保健課課長補佐	遠藤賢
税務課課長補佐	望月咲子		

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 遠藤一明

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

定例会3日目の会議にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、各常任委員会に引き続き、15日の現地視察、大変ご苦労さまでした。現地視察では、4カ所の視察を行い、はじめに町道越渡御屋敷線道路改良工事について説明を受け、令和4年度国道52号に右折レーンを設置、町道については一方通行規制を解除し、交互通行になるとのことでした。

また、十島地区の急傾斜地崩壊対策事業と、井出地区の県道富士川身延線改良工事につきましては、県の担当者から、工事の概要と進捗状況について説明を受けました。

この改良工事は、令和11年度が完成予定となっておりますが、1日も早い完成が望まれます。

最後に、町道アルカディア公園線道路新設工事、多目的広場建設工事について概要説明を受け、令和4年6月の完成に向けて進んでいるとのことでした。

また、今年も47名の生徒が南部中学校を巣立ちました。コロナ禍の中、厳粛に執り行われた卒業式。9年間の義務教育を終え、夢と希望を胸に秘め、それぞれが目指す進路へ進む子どもたちの姿に、出席した私も感慨ひとしおでありました。しかしながら、減少していく生徒数に少子化という波を感じざるを得ませんでした。未来を託す南部の子どもたちの成長を、私たち議会としても精一杯支援してまいりたいと思います。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重かつ闊達な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます、3日目のあいさついたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和4年南部町議会第1回定例会、3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において8番 望月光彦議員および9番 小泉昇一議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

文教厚生常任委員会に付託しました日程第2 請願第1号に関しての委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

日程第2 請願第1号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能になる適切な措置を講ずるための請願書について、文教厚生常任委員会、望月光彦委員長、報告をお願いいたします。

望月光彦委員長。

○文教厚生常任委員長（望月光彦君）

それでは、請願の審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました、請願第1号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講ずるための請願書について、3月8日、午後3時より、南部町役場本庁舎2階会議室において、慎重に審査いたしました結果、適格請求書等保存方式が導入されると、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じ、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気や生きがいを削ぎ、地域社会の活力低下をもたらすとともに、シルバー人材センターにとっても運営上の死活問題であるため、本請願書の趣旨は十分に理解できるものと考えられ、請願の趣旨に沿うことが妥当であると、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、その結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で、報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

以上で、日程第2 請願第1号に関する委員長報告を終了いたします。

望月委員長はその場でお待ち願います。

それでは、日程第2 請願第1号に関する質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第2 請願第1号に関する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

お席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第2 請願第1号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための請願書については、委員長報告のとおり、採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第2 請願第1号については、採択することに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

次に、常任委員会に付託しました日程第3 議案第1号 南部町総合センター条例の制定についてから、日程第25 議案第23号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特

別会計までの23件を一括議題とし、審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会、小泉昇一委員長、登壇願います。

小泉昇一委員長。

○総務建設常任委員長（小泉昇一君）

それではただいまより、総務建設常任委員会の委員会審査報告をいたします。

本委員会は、令和4年3月9日、水曜日に開会し、午前9時から午後3時まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、私、小泉、遠藤高芳副委員長、高橋茂広委員、望月郁夫委員、望月小五郎委員、望月憲之委員、遠藤光宣議長。

執行部からは、企画課、交通防災課、財政課、税務課、産業振興課・農業委員会、建設課、総務課、議会事務局の各課長、事務局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配付のとおり、総務建設常任委員会に付託された9件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

はじめに、企画課関係です。

3ページ、議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算、歳入の3つ目の、

問 27ページ、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金、結婚新生活支援事業費補助金について説明を。

答 令和4年度からの新事業に係る補助金です。事業費は県が2分の1、町が2分の1で、少子化対策の一環として実施します。要件は、世帯所得が400万円未満で、婚姻日に夫婦それぞれが39歳以下の場合に対象となります。新婚生活を開始するための住宅取得費や住宅賃借費用、引っ越し費用、リフォーム費用のための助成です。上限は30万円、町内在住の方もすべて対象となります。

次に、交通防災課関係です。

7ページをお開きください。

議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算、歳出3つ目の、

問 107ページ、2目消防施設費、18節負担金、補助及び交付金の一部一事業補助金について、令和3年度予算には計上されなかったが、今年度計上した理由と活用方法について説明を。

答 令和3年度は計上しませんでした。一年間を通して、各部の要望と交通防災課で必要ではないかということで再度計上しました。これについては、各部において、消防団員の安全を守るため補助を行います。安全を守ることが優先されますが、物品の購入内容については、事前に交通防災課へ相談していただき確認のもとで執行していききたいと思います。

同じく7ページ、その下の、議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算

問 108ページ、4目災害対策費、18節負担金、補助及び交付金、地域の防災力を高め

る支援事業補助金および自主防災会運営費補助金についての説明を。

答 地域の防災力を高める支援事業補助金は、非常食や資機材の購入費について補助を行う単年度の補助金です。自主防災会運営費補助金については、前区長さんから、単年度の補助金だと高額な物が買えないとの要望があったため、単年度で購入できない物を購入するために設定した補助金で繰越も可能です。2つの補助金については、利便性を図るため今後統合して繰り越しができる新たな補助金を考えており、令和3年度の区長会でも説明させていただきました。

次に、財政課関係です。

9ページをお開きください。

議案第8号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）、歳出の最初の、

問 25ページ、1目一般管理費、12節委託料、国土強靱化地域計画策定支援業務委託料について、今後財政課としても関わっていくのか。

答 国土強靱化地域計画を策定する中で、各担当課による脆弱性の分析・評価を行いました。改めて本町における強靱化の重要性を認識しました。今後、進捗管理は交通防災課が担当しますが、財政課としては、どういった財政支援が得られるかを担当課と確認しながら財源確保に努めていきます。また、予算編成・執行の部分で、チェックや事業の進捗についても関わっていきたいと考えています。

同じく9ページ、その下、

問 28ページ、15目基金費、24節積立金について、財政調整基金ではなく公共施設整備基金に多く積み立てた理由は。

答 今年度4億9,070万円を積み立てると、令和3年度末残高は25億5千万円ほどになります。現在、公共施設等総合管理計画の見直しを行っていますが、それに伴い、個別施設計画の見直しも行っています。公共施設の老朽化が進む現在、その維持管理については公共施設整備基金が重要な財源となりますので、今後の改修などを見込み、積み立てをいたします。財政調整基金については、不測の事態に備えた基金の積立ができていると認識しています。

続いて、税務課関係です。

11ページをお開きください。

議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算、歳入、2つ目の、

問 17ページ、1款町税、2項固定資産税のうち、家屋の課税率については建築から何十年経っても同じなのか。

答 課税率については建築年数に関わらず同じです。家屋の税額算出に用いる評価額は、再建築価格を元に3年ごとに評価額替えを行っています。そのため一定の年数を経過すると評価額が据え置きとなります。

続いて、産業振興課・農業委員会の関係です。

13ページをお開きください。

議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算、歳入2つ目の、

問 28ページ、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、農業次世代人材投資資金交付事業費補助金についての説明を。

答 この補助金は、次世代を担う農業者となる方の就業直後の経営確立を支援する補助金で

す。経営開始１年から３年目が１５０万円の年間補助金、４年・５年目になりますと１２０万円を交付する補助金となります。

同じく１３ページ、議案第１４号 令和４年度南部町一般会計予算、歳出、最初の、

問 ９２ページ、２目林業振興費、１２節委託料、森林整備等事業委託料、１８節負担金、補助及び交付金、南部町竹林整備事業費補助金の内容について説明を。

答 森林整備等事業委託料については、新規の経営計画を進めるにあたり、経営管理の意向調査を５０ヘクタール、集積計画を１３ヘクタール、周囲の測量調査を２ヘクタールの計画、および令和３年度に集積計画を作成した分の２．５ヘクタールを森林整備するものです。南部町竹林整備事業費補助金については、２５件４．５ヘクタールを見込んでいます。

次に、建設課関係です。

１５ページをお開きください。

議案第１４号 令和１４年度南部町一般会計予算、歳入の最初の、

問 ２５ページ、４目土木費国庫補助金、３節道路橋りょう費補助金、道路メンテナンス事業費補助金、地方創生道整備推進交付金についての説明を。

答 道路メンテナンス事業費補助金ですが、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、町道にある全橋を５年に１度の周期で定期点検を実施しております。令和４年度におきましては３９橋の定期点検を行う補助金と、橋りょう補修設計委託の補助金、また、新規といたしまして計画書の中で新しい工法を見直ししなければならないとの通達を受け、再度橋りょう長寿命化の修繕計画策定業務を行うものです。あと、通常の橋りょうの耐震補修工事の補助金になります。以上４項目を合わせて予算計上させていただきました。また、地方創生道整備推進交付金については、新規の事業としまして、町道奥山線道路改良設計業務委託に充当する交付金となります。

次に、総務課・分庁舎・万沢支所関係です。

１８ページをお開きください。

議案第１４号 令和４年度南部町一般会計予算、歳出の最後の、

問 ４２ページ、１２節委託料、町例規集データ更新委託料が大幅に増額となった理由を。

答 新規業務委託として地方公務員制度の定年延長に伴う業務委託と、個人情報保護制度の見直しに伴う業務委託について計上しています。地方公務員制度の定年延長につきましては、国家公務員法の改正により、定年が６５歳まで引き上げられることに伴い、条例などさまざまな見直しが必要となり、その制度に熟練した専門業者からのサポートをお願いしたため、予算計上させていただきました。また、個人情報保護制度につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことに伴い、こちらについても条例などの整備が必要となるため同じく予算計上させていただいております。

以上で、総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

委員長報告が終わりました。

小泉委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

小泉委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会、望月光彦委員長。

○文教厚生常任委員長（望月光彦君）

それでは、引き続きまして、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和4年3月8日、火曜日に開会し、午前9時から午後2時55分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、望月光彦、木内秀樹委員、塩津悟委員、芦澤潤一郎委員、遠藤光宣議長。

執行部からは、教育長、総務課長、教育委員会、子育て支援課、水道環境課・環境センター、住民課・医療センター・税務課、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターの各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会に付託された16件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の文教厚生常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

はじめに、教育委員会関係です。

6ページ、議案第14号 令和4年度南部町一般会計補正予算、歳出、最後の、

問 141ページ、1目保健体育総務費、18節負担金、補助及び交付金、アルカディアフェスタ補助金について、アルカディアフェスタの現在の計画は。

答 今現在、10月9日の日曜日にアルカディアフェスタを開催予定のもと、準備を進めています。6月に多目的広場が竣工しますので、今までのスポーツセンターや文化館だけでなく、広場も使用し、町内外から多くの方々に参加していただけるようなイベントにしていきたいと考えています。

7ページ、議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算、歳出、4つ目の、

問 学校現場のコロナ対策と現状は。

答 コロナが始まってから2年間さまざまな対策をしていますが、うがい・手洗いや換気、密にならないことを、基本的な対策の第一に考え、実践しております。第6波になってからは、児童生徒だけではなく、同居家族の体調変化にも気を使っています。家族に体調不良者がいれば学校を休んでいただき、病院で検査をしていただくように徹底。健康チェックシートにも家族欄を設けて毎朝チェックしております。また、通学等でも密を避けるためにスクールバスの増便や消毒・換気の徹底等、感染対策をしております。

次に、子育て支援課関係です。

10ページ、議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算、歳出の最初の、

問 72ページ、3目保育所総務費について、保育所の職員構成と緊急時の職員の体制について説明を。

答 今現在、園児に対する保育士数は適正で、令和4年度の正規の職員は7名、再雇用が2名、会計年度職員が6名の合計15名が保育士となります。職員がコロナに感染した場合など緊急時は、臨時の保育士が5名いますので、一時的に対応していただきます。

次に、水道環境課・環境センター関係です。

12ページ、議案第15号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計予算、2つ目の、

問 17ページ、3目西部簡易水道改良費について、今年度の計画と詳細は。

答 委託料については、令和5年度の町道本郷成島線配水管布設工事のための工事の設計と、倒木による成島導水管の補修工事のための布設替え工事の測量設計を考えております。改良工事については、令和3年度、小川橋から本郷分館までの本郷成島配水管布設工事を設計し、今現在行っている工事の続きから令和4年度事業の小川橋から本郷分館まで、小川橋、西川橋の添架を含む布設替え工事です。本年度発覚した南部配水施設のひび割れ等補修工事を2工区に分けて配水池ひび割れの補修、内面防水塗装工事と、流入弁、点検口蓋等の取替工事を考えております。また、柳島地区にある減圧弁が経年劣化により壊れかけていますので、そちらの取り替え工事、昨年度、夜間に2度漏水があった南部岬原地内の水道管の老朽化と民地の一部埋設されているため、水道管の移設工事を計画しております。令和2年度に行った中野西町裏線配水管布設工事の続きの2工区を、中野分館から下流に約69メートルの工事を行う計画です。

次に、住民課・医療センター関係です。

13ページ、議案第8号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）、歳出、最初の、

問 28ページ、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料、システム改修委託料について説明を。

答 個人番号による戸籍事務連携のための改修です。国において令和5年度後半の施行に向けて改修計画を進めています。令和3年度においては、戸籍の副本データに関することと、戸籍附票に関することの2系列での改修を予定していましたが、副本データに関しては、当初の概算見積りから実経費で9万4,600円の減額になりました。また、戸籍附票に関する改修は、次年度に持越しとなったため、この補正で44万2,400円を減額し、同額を4年度当初予算に改めて計上しています。

もう一つは新規計上で、同じく個人番号利用により転入転出の手続きの軽減を図るためのシステム改修で、191万4千円です。現在は、窓口で転出手続きをして転出証明書を受け取り、転入先窓口で持参して転入手続きをしています。電子証明書が記録されたマイナンバーカードを所持している方はオンライン上で転出届と転入予約ができ、直接転入先窓口での手続きだけで済むようになります。国の補正予算で年度内に交付決定がされる予定のため今回計上しますが、改修はすぐにはできませんので、全額繰り越しとなります。

14ページ、議案第11号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、歳入2つ目、

問 41ページ、2目へき地医療確保対策事業費補助金、1節へき地医療確保対策事業費補助金についての説明を。

答 へき地国保診療所のうち、医師確保が困難なことや診療圏人口が少ないなどの理由によ

る不採算施設の経営確保のため、県が対象赤字額に対して3分の1の補助を行うものです。
規定時点の実績により増額計上しました。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター関係です。

17ページ、議案第8号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）、歳出、最初の、
問 31ページ、3目老人福祉費、12節委託料、配食サービス事業委託料の減額について
説明を。

答 利用人数の減少によるもので、年度末までの見込みが、9,200食になることにより
減額となります。昨年度の実績は1万250食でありまして、現在の登録者は76名で、
睦合地区38名、栄地区16名、富河地区18名、万沢地区4名です。ボランティアにつ
いては、味彩の会へお願いしており、調理が37名、配達が70名となります。

20ページ、議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算、歳出、最初の、

問 64ページ、1目社会福祉総務費、13節使用料及び賃借料、福祉タクシー使用料につ
いて利用率を上げるための活用方法は。

答 タクシー券については、満75歳以上の方、障害者の方、70歳以上のみの世帯に配布
しており、免許の返納等になれば当然申請はしますが、まだタクシーに乗るという概念が
薄く、南部地区については、駅からの初乗り等がありますが、富沢地区においては集落が
点在していることもあり金額がかかってしまうこともあり、高齢になっても免許の返納を
せずタクシー利用が進まないと考えております。今後、2、3人で相乗りしていただけれ
ば5キロメートルくらいであれば町営バスより若干高いくらいの負担で利用できるのでは
ないかというところで、サービス内容を検討していきながらチラシ、回覧等でPRをして
いきたいと考えております。

以上で、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

委員長報告が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、常任委員会委員長の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 議案第1号 南部町総合センター条例の制定について

日程第4 議案第2号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施
行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第5 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第 6 議案第 4 号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 5 号 南部町アルカディア南部総合公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 6 号 南部町アルファセンター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 7 号 町道路線の認定について

まず、日程第 3 議案第 1 号から 日程第 9 議案第 7 号の条例の制定・改正および町道路線の認定の 7 件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第 3 議案第 1 号から日程第 9 議案第 7 号までの討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第 10 議案第 8 号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 11 議案第 9 号 令和 3 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 12 議案第 10 号 令和 3 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 13 議案第 11 号 令和 3 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 14 議案第 12 号 令和 3 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 15 議案第 13 号 令和 3 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

までの令和 3 年度補正予算 6 件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第 10 議案第 8 号から日程第 15 議案第 13 号までの討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第 16 議案第 14 号 令和 4 年度南部町一般会計予算

日程第 17 議案第 15 号 令和 4 年度南部町簡易水道事業特別会計予算

日程第 18 議案第 16 号 令和 4 年度南部町指定居宅サービス特別会計予算

日程第 19 議案第 17 号 令和 4 年度南部町国民健康保険特別会計予算

日程第 20 議案第 18 号 令和 4 年度南部町介護保険特別会計予算

日程第 21 議案第 19 号 令和 4 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 22 議案第 20 号 令和 4 年度南部町睦合財産区特別会計予算

日程第 23 議案第 21 号 令和 4 年度南部町富沢財産区特別会計予算

日程第 24 議案第 22 号 令和 4 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 25 議案第 23 号 令和 4 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

までの、令和 4 年度当初予算 10 件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第 16 議案第 14 号から日程第 25 議案第 23 号までの討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、日程第3 議案第1号 南部町総合センター条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第2号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第3号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第5号 南部町アルカディア南部総合公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第6号 南部町アルファセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 9 議案第 7 号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 10 議案第 8 号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 11 議案第 9 号 令和 3 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 12 議案第 10 号 令和 3 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 13 議案第 11 号 令和 3 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 14 議案第 12 号 令和 3 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第15 議案第13号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第16 議案第14号 令和4年度南部町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第17 議案第15号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第18 議案第16号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第19 議案第17号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第20 議案第18号 令和4年度南部町介護保険特別会計予算についてを採決

いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２１ 議案第１９号 令和４年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２２ 議案第２０号 令和４年度南部町睦合財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２３ 議案第２１号 令和４年度南部町富沢財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２４ 議案第２２号 令和４年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第２５ 議案第２３号 令和４年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第26 発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施について、議員提出議題は、お手元に配付してありますので、提出議題の朗読は省略させていただきます。

日程第26 発議第1号を議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

日程第26号 発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施について、提出者から趣旨説明を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

説明させていただきます。

発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施についての趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の1ページをご覧ください。

南部町議会議員行政視察研修を別紙実施計画書のとおり実施したいので、会議規則第14条第1項の規定により提出するものであります。

令和4年3月18日

南部町議会議員 遠藤光宣 殿

提出者 南部町議会議員 望月 憲之

賛成者 南部町議会議員 小泉 昇一

〃 南部町議会議員 仲 亀 佳 定

〃 南部町議会議員 芦澤潤一郎

提出理由

山梨県出身議員を訪問し、今置かれている南部町の問題について要望活動を行うとともに、東京都が進める英語教育の取り組みを研修し、英語教育を通じてグローバルな人材をどのように育成しているのか参考とするためであります。

なお、実施計画書は別紙のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施についての趣旨説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

趣旨説明が終わりました。

望月憲之議員は、その場でお待ち願います。

次に、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第26 発議第1号についての質疑を終結いたします。

望月憲之議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

これより、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第26 発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

なお、諸般の事情により、日程等変更を生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情による日程等の変更が発生した場合は、議長に一任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長(遠藤光宣君)

それでは、会議を再開いたします。

ただいま、文教厚生常任委員会から、請願第1号にかかる意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長(遠藤光宣君)

それでは、会議を再開いたします。

○議長(遠藤光宣君)

追加日程第1 発委第1号意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会提出議案は、お手元へ配付いたしましたとおりでありますので、議案の

朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

追加日程第1 発委第1号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書の提出についてを議題とし、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会、望月光彦委員長。

○文教厚生常任委員長（望月光彦君）

それでは、発委第1号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

委員会提出議案1ページをご覧ください。

発委第1号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年3月18日提出

南部町議会議長 遠藤光宣 殿

提出委員会 南部町議会文教厚生常任委員会

提出理由であります、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されると、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じ、高齢者のやる気や生きがいを削ぎ、地域社会の活力低下をもたらすとともに、シルバー人材センターにとっても運営上の死活問題であることから、会員の手取額が減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営を可能とするため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、以上で、発委第1号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書の提出についての、趣旨説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

追加日程第1 発委第1号の趣旨説明が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、追加日程第1 発委第1号についての質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

追加日程第1 発委第1号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第27 動議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議について、
11番、高橋茂広議員から動議の提出がありました。

この動議につきましては、3人の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

それでは、提出動議について、趣旨説明を求めます。

11番、高橋茂広議員。

○11番議員（高橋茂広君）

動議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議についての趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の3ページをご覧ください。

ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議についてを、別紙のとおり決議したので、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月18日

提出者 南部町議会議員 高橋茂広

賛成者 南部町議会議員 仲亀佳定

〃 南部町議会議員 小泉昇一

〃 南部町議会議員 望月光彦

提出理由

2022年2月24日にロシアが開始したウクライナへの軍事侵攻は、明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できない。一連の軍事侵攻をただちに停止し、ロシア軍の即時撤退を強く求めるとともに、断固抗議するものであります。

議員各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、動議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議についての趣旨説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

趣旨説明が終わりました。

高橋議員は、その場でお待ち願います。

ここで、動議に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第２ 動議第１号についての質疑を終結いたします。

高橋議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第２ 動議第１号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

ただいま、１０番、仲亀佳定議員ほか３名から発議第２号が提出されました。

お諮りいたします。

発議第２号を追加日程第２として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第２号を日程に追加し、追加日程第２として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３６分

再開 午前１０時３７分

○議長（遠藤光宣君）

それでは、会議を再開いたします。

○議長（遠藤光宣君）

追加日程第２ 発議第２号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議に対する付帯決議についてを議題といたします。

10番、仲亀佳定議員ほか3名からの提出議案は、お手元へ配付いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

追加日程第2 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議に対する付帯決議についてを議題とし、10番、仲亀佳定議員より趣旨説明を求めます。

10番、仲亀佳定議員。

○10番議員（仲亀佳定君）

それでは、趣旨説明を申し上げます。

ロシアに対するウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議に対する付帯決議の趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の1ページをご覧ください。

ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議に対する付帯決議を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月18日

南部町議会議長 遠藤光宣殿

提出者 南部町議会議員 仲 亀 佳 定

賛成者 南部町議会議員 遠 藤 高 芳

〃 南部町議会議員 木 内 秀 樹

〃 南部町議会議員 望 月 郁 夫

提出理由

2022年2月24日にロシアが開始したウクライナへの軍事侵攻により、多大な損害と一般国民を巻き込んで多数の犠牲者を出しているウクライナに対し、南部町議会として緊急義援活動を行うものであります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議に対する付帯決議についての趣旨説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

追加日程第2 発議第2号の趣旨説明が終わりました。

仲亀議員は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、追加日程第2 発議第2号についての質疑を終結いたします。

仲亀議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

追加日程第2 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、断固抗議する決議に対する付帯決議については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

ここで町長から、発言の申し出がありましたので、これを許します。

佐野和広町長。

○町長 (佐野和広君)

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、付帯決議について申し上げたいと思います。

ウクライナを支援するための緊急義援活動を行う付帯決議が、全会一致で議決されましたが、ロシアからの軍事侵攻により苦しんでおられるウクライナの方々に、私も何らかの形で、町として人道支援ができないものかと考えておりました。私も、議会の皆さまと一緒でありますので、ぜひとも協同して緊急義援活動に取り組ませていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 (遠藤光宣君)

ただいま町長から、議会と協同による緊急義援活動の申し出がありましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、町と協同で緊急義援活動を行うことといたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

日程第28 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和4年第2回定例会の会期の決定および所管事務審査・調査について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等についての議会閉会中の委員会開催については、決定されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

令和4年南部町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室に参集ください。

閉会 午前10時50分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年3月18日

南部町議会議長

遠藤 光 宣

会議録署名議員

望 月 光 彦

会議録署名議員

小 泉 昇 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

遠 藤 一 明